



ガードレール設置方法の一部改定について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 昭和63年11月25日

発 道 号 外
昭和63年11月25日

各土木事務所長殿

道 路 課 長

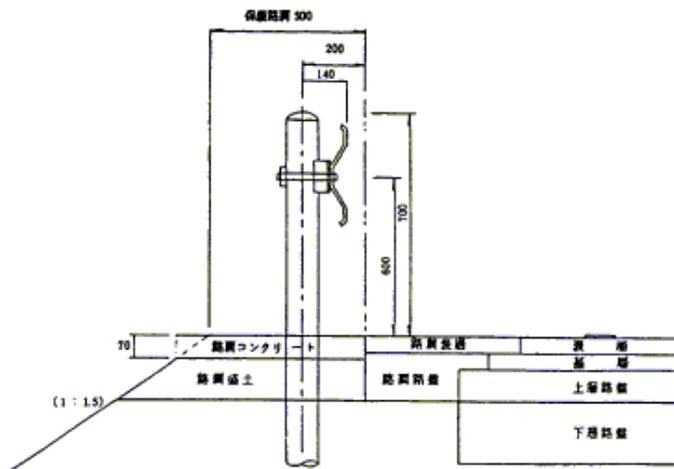
ガードレール設置方法の一部改定について（通知）

このことについて、下記のとおり一部改定しましたので通知します。なお、適用については今後対応可能なものからとしてください。

記

1. 土中用ガードレール
設置位置
旧：ガードレールの羽根を路肩端に合わせる
新：ガードレール支柱のセンターを路肩端から20cmとする
(別紙 - 1)
2. 耐雪型ガードレール
根伽コンクリート
旧：根伽コンクリートの天端は路面と同じ
新：路肩コンクリートの天端を路面から路肩コンクリートの厚さ ($t = 7 \text{ cm}$) だけ下げる
(別紙 - 2)
3. 路肩コンクリート
コンクリート幅
旧：防護柵のある場合、車道側はガードレールの羽根から20cmまで
新：防護柵のあるなしにかかわらず車道側は路肩端までとし、路肩表層を路肩コンクリートまで施工する
(別紙 - 1. 2)。
4. その他
路側のL型水路は、PL - 2 - 250A型を標準とし、L型水路を設置した場合のガードレールの高さは路面からを基準とする。
道路の幅員構成については、路肩には原則として構造物を入れない。

(別紙-1) 土中用ガードレール



(別紙-2) 耐雪型ガードレール

